

令和2年度「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」 (3次公募)における留意事項・記載要領

1. 事業の趣旨・目的等

スポーツによるまちづくり・地域活性化を継続的に図る上では、地域の特色を活用したスポーツツーリズム等の推進を図り、恒常的で安定的な交流人口を創出し、社会的効果及び経済的効果を創出していくことが重要です。

また、東京 2020 オリパラ大会を始めとしたメガスポーツイベントが開催されるこの機会に、各地域のホストタウン等の取組によって生まれたレガシーを継承、発展させ、今後の地域の取組に活かす好循環を生み出していく必要があります。

スポーツ庁では、本事業において、平成 27 年度から令和元年度までの 4 年間に、「地域スポーツコミッショナ※（以下「地域 S C」という。）」が行う長期継続的・通期通年型の 31 件の活動を支援してきました。

令和 2 年度については、これまでの活動の支援に加え、地域 S C の新規設立のための体制整備支援についても補助の対象とします。

本資料では、本事業における事業計画の企画・立案及び経費の積算を行う際に留意していただきたい事項及び事業計画書の記載要領について説明します。

※ 本事業で定義する「地域スポーツコミッショナ」とは、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツによるまちづくり・地域活性化を推進していく組織であって、以下の 4 要件を満たすもの。

【要件 1】 常設の組織であり、年間を通じて活動を行っている。（時限の組織を除く）

【要件 2】 スポーツツーリズムの推進、イベントの開催、大会や合宿・キャンプの誘致など、スポーツと地域資源を掛け合せたまちづくり・地域活性化を主要な活動の一つとしている。

【要件 3】 地方公共団体、スポーツ団体、民間企業(観光産業、スポーツ産業)等が 一体となり組織を形成、または協働して活動を行っている。

【要件 4】 特定の大会・イベントの開催及びその付帯事業に特化せず、スポーツによる地域活性化に向けた幅広い活動を行っている。

2. 事業の対象となる取組等

令和 2 年度の本事業は、以下の（1）及び（2）の取組に対して補助を行います。なお、同一の地方公共団体から両方に申請を行うことはできません。

(1) 地域 S C 新規設立支援事業（以下「設立支援」という。）

東京 2020 オリパラ大会のホストタウンを始めとしたスポーツによるまちづくり・地域活性化に取り組む官民連携横断的組織が、大会終了後もレガシーとして取組を継続していくことを目指し、新規地域 S C に発展するための関係者の合意

形成や基本計画の策定等の取組に対して補助を行います。

本事業は、令和2年4月1日現在で地域SCが設立されておらず、今後設立を目指している地方公共団体が対象です。なお、1次公募で採択された地方公共団体からの申請は出来ません。

(2) 地域SC活動支援事業（以下「活動支援」という。）※公募終了

地域特有の気候・環境・施設などを活かして行う、長期的・安定的なスポーツ団体の受入を目指す「スポーツ合宿・キャンプの誘致」、又は特定日型のイベントだけではなく季節・年間を通じて体験・参加が可能な「スポーツアクティビティの創出」により、域外からの恒常的な交流人口の拡大に資する新たな取組に対して補助を行います。

本事業は、令和2年4月1日現在で地域SCが設立されており、かつ、その地域SCの構成員（それに準ずる協力体制を構築していることを証明できる場合を含む）である地方公共団体が対象です。

3. 事業の仕組み等

(1) 事業実施に当たっては、申請する地方公共団体はもとより、地域スポーツコミュニケーションをはじめとした幅広い関係者が連携した上で、適切な成果目標を設定し、P D C Aサイクルに基づいた分析が行える体制を構築してください。

(2) 本事業は定額補助です。補助金額は申請件数に伴い予算の範囲内で決定されます。なお、補助対象経費等の詳細の定めについては、該当項目を御確認ください。

(3) 本事業の補助対象事業者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）です。

(4) 本事業のスケジュール等は別紙1及び別紙2のとおりです。

(5) 本事業の実施期間は、交付内定日から当該年度の3月末までです。

4. 留意事項・記載要領等

(1) 補助事業の申請に当たって

① 本事業は、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月23日閣議決定）等の取組の一つとして行うものです。

そのため、各地方公共団体が自ら策定する「地方版総合戦略」等の内容に添った事業を企画・実施してください。

② 本事業は「地方創生」の取組の一つとして行うもので、各地域の資源や特色などを活かし、実態に即した事業の企画・立案をしてください。

また、企画・立案に当たっては、一過性の取組ではなく、当該事業を継続的・

発展的に実施し、以降、更なるスポーツによるまちづくり・地域活性化に寄与していく取組となるようにしてください。

- ③ 本事業は障がい者スポーツをテーマとした取組も対象となります。
- ④ 地域スポーツ実施率や競技力の向上、住民の健康増進等を目的とした取組は、まちづくり・地域活性化への効果が認められなければ対象となりません。
- ⑤ これまでに実施してきた取組と同様の内容は補助対象とはなりません。ただし、本補助事業の趣旨・目的を踏まえた内容にリニューアルする場合は、この限りではありません。
- ⑥ 事業の実施に当たっては、本補助事業の全部を特定の企業や団体等に一任せず、申請のあつた地方公共団体において、一元的に責任を負う体制を整備してください。また、複数の地方公共団体が連携して取り組む地域SCにおいても、責任は申請した地方公共団体が一元的に負うこととなります。申請者である地方公共団体の一元的な管理のもと、民間企業、実行委員会等の団体と連携して企画・運営を行ってください。
- ⑦ 設立支援については、希望に応じて、スポーツ庁が別途委託した事業者による側面支援（プロセス設計補助、講演者・アドバイザー派遣、基本計画策定補助等のコンサルティングを想定しており、そのために必要な経費はスポーツ庁が負担します）を受けることが可能です。
事業者名及び具体的な支援内容は内定通知と併せて連絡しますので積極的な活用を検討してください。
- ⑧ 活動支援については、スポーツ庁の重点テーマである「アウトドアスポーツツーリズム」又は「武道ツーリズム」を推進する取組は、審査の加点対象となります。
※「アウトドアスポーツツーリズム」とは、日本各地に存在する海・山・川・湖等の自然環境下で、その地域ならではの景観・環境・文化に親しみながら体験が可能な、身体活動を伴うアクティビティを楽しむツーリズム。
※「武道ツーリズム」とは、武道や武術の見学、観戦、実技体験、施設見学等、発祥の地である日本でしか体験できない、スポーツと文化（伝統文化・精神文化）が融合した、希少性の高いツーリズム。

（2）事業計画書の記載に当たって

- ① 事業計画書の記載にあたっては、本計画書が採択審査書類となることを踏まえ、意欲的なプレゼンテーションとなるよう、内容は詳細かつ分かりやすく記載してください。別添補足資料をよくご確認ください。
- ② 「【1】1. 地域スポーツコミッショングの基本情報」の記載に当たっては、

令和2年4月1日時点で活動している団体であって、民間企業（スポーツ産業、観光産業など）、スポーツ団体等との連携・協働体制等も記載してください。財政規模については出資元等も記載してください。また、地域SCが定款・寄付行為等において、「スポーツを活用したまちづくり・地域活性化」に関する業務又は同趣旨の業務を実施していることが確認できることが必要です。

なお、設立支援については、名称は「〇〇〇（仮）」と記載し、その他は申請時点の見込情報及び関係情報を記載してください。

- ③ 「【1】2. 地域の現状分析」、「【1】3. 地域の主要なスポーツ資源」、「【1】4. 地域の主要な観光資源」、「【1】5. これまでの取組・活動実績」、「【4】2. 地域の政策方針計画・アクションプラン」の記載に当たっては、審査員が地域の現状・背景等を知り、当該取組と整合性がとられているかなどの観点からも重要な項目となることから、内容は具体的に解りやすく記載してください。また、項目【1】3. の「プロスポーツ等」の「等」は企業などのトップリーグに所属する社会人チームなど、競技レベルが相当に高いものを含みます。また、当該記載の内容について、別途概要を説明できる資料があれば提出してください。（パンフレット、WEBページ、記事等の出力・コピーでも可。該当箇所がわかるようにマーカーなどすること。）
- ④ 「【2】1. 地域の背景・課題と事業のねらい」は審査にあたり重要項目となることから、内容は具体的に分かりやすく記載してください。
- ⑤ 「【2】3. 本事業の取組実施時期及び概要」の記載に当たっては、実施時期は「〇月」などと記載してください。また、取組概要は取組名と取組内容を簡潔に記載してください。
- ⑥ 「【2】4. (1) 成果目標」の記載に当たっては、事業全体のねらいを踏まえた上で、数値を用いて具体的に記載してください。特に、活動支援については、事業を行うことで社会的効果と経済効果が発生することを前提とし、可能な限り両方の成果目標を設定してください。経済効果は産業連関表や各種分析ツール等を活用するなど対外的に説明可能なものとしてください。なお、複数の目標を設定しても構いませんが、必ず定量的目標としてください。
- ⑦ 「【2】4. (2) 評価の具体的根拠と方法」の記載に当たっては、成果目標の評価・検証を適切に行うための方法・体制について記載してください。
- ⑧ 「【3】1. 取組内容」は申請する事業内容を具体的に説明する欄であるため、詳細かつ解りやすく記載してください。取組が複数ある場合は「1. 取組内容」をコピー・追加し、それぞれ作成してください。
設立支援は、地域SCが設立されるまでの取組内容を具体的に記載してください。

- ⑨ 「【4】1. 補助事業終了後の取組について」の記載にあたって本補助事業は一過性の取組ではなく、事業終了以後も持続的・発展的にまちづくり・地域活性化を図るための取組に対して支援するものであるため、事業終了以降のアクションなどについて具体的にかつ詳細に解りやすく記載してください。
- ⑩ 平成27～29年度の「地域スポーツコミッショナへの活動支援」及び平成30～令和元年度の「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」において、補助金の交付実績がある地方公共団体が申請する場合は異なる新規の取組で申請してください。
- ⑪ 補助金の額については、設立支援は上限200万円（下限なし）、活動支援は上限500万円（下限200万円）とします。最終的な額は申請件数や審査結果に伴い予算の範囲内で決定しますが、上限範囲内であっても、必要以上の仕様・数量過剰など、事業実施に不可欠と見なせない項目については、補助対象外となります。また、活動支援については、補助対象経費が下限（200万円）未満の事業については補助の対象にならないことに留意してください。

（3）事業計画書の経費記載について

① 「Ⅱ1. 経費の配分表」

経費科目は改変しないでください。

「補助金の額」は申請時点においては、「申請額」となります。また、「補助金の額」の各科目の「計」は千円未満切捨てとしてください。

② 「Ⅱ2. (1) 収入」

ア 「1 国庫補助金」

「Ⅱ1. 経費の配分表」の「補助金の額」と同額を記載してください。

イ 「2 都道府県・市町村負担金」

「Ⅱ1. 経費の配分表」の「補助事業に要する経費」から「1 国庫補助金」及び「3 その他」を差し引いた額を記載してください。

ウ 「3 その他」

イベント参加料や協賛金等の外部収入を記載してください。

③ 「Ⅱ2. (2) 支出」

積算内訳はエクセルファイル「(別添) 補助経費_(2) 支出」に詳細に記載してください。

※ 事業において補助事業者負担額以外の収入がある場合は、補助金の額の確定時において、補助事業に要した経費からその他の収入額を差し引き、その額が交付決定額を超える場合には、その差額を補助事業者が負担する。補助事業に要した経費からその他の収入額を差し引いた額が、交付決定額を下回る場合は、その額を補助金の確定額とします。

④ 補助対象経費

事業の実施に直接必要となる経費のみを計上してください。また、必ず事業計画との整合性をとってください。

また、今後、交付申請書・完了報告書の提出に当たっては、経費（単価等）の根拠となる資料（内訳が分かる規定・見積書・請求書等の書類）が必要になりますので、整理保存してください。

なお、過剰な旅費や人件費等、費目に著しい偏りがある場合は補助対象外となる場合があります。

ア 諸謝金

外部の個人に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものを対象とします（業者等との契約による場合は、雑役務費に計上してください。）。

単価等については各地方公共団体の支給規程等により、妥当な単価を設定してください。過大な謝金単価の計上は認められない場合があります。

イ 旅費

原則として、各地方公共団体の旅費規程等により算出してください。

また、航空機を使用する場合には、証拠書類として領収書及び搭乗半券が必要となりますので、整理保存してください。

※ 外部の者を招聘するための謝金として旅費を支給、または航空券や宿泊等を提供する場合は、旅費として計上してください。

ウ 消耗品費

各種事務用品、書籍類、その他事業の実施に直接必要とする消耗品を補助対象とします。備品の購入はできません。

エ 印刷製本費

案内用のチラシ・パンフレット、事業終了後の報告書等の印刷製本に係る経費を補助対象とします。

オ 通信運搬費

はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料等を補助対象とします。また、切手を購入する場合は、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理してください。なお、電話代、通信料（インターネットを含む）は補助対象外とします。

カ 借料及び損料

会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料やリース料（見積書・請求書等には、使用期間（時間）、数量等を記載のこと。）を補助対象とします。

キ 雜役務費

会場設営、アンケート調査等に係るデータ集計・入力等の役務の請負に係る経費を補助対象とします。また、各経費の支出に係る銀行振込手数料、広告等掲載料（費用対効果を考慮し、過大な計上は補助対象外とします。）についても、雑役務費に計上してください。

また、取組の実施に当たって主催者として加入が必要となる保険料は補助対象とします（受講者・イベント参加者等の保険料は補助対象外とします。）。

ク 会議費

会議を開催する場合のお茶代・弁当代等（弁当代は、午前午後を通した3時間以上の場合、支給することが可能です。）を補助対象とします。

なお、社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類や茶菓子などは補助対象外とします。

また、団体等の内部構成員のみで行うものや、開催通知や議事録等を作成しない打合せなども補助対象外とします。

ケ 賃金

アルバイト等日々雇用の単純労務に当たる者に対する経費を補助対象とします。

なお、雇用に当たっては、その必要性及び金額（人数、時間、単価（級号、超勤手当の有無））の妥当性を精査の上、実施業務の詳細と根拠資料を提出してください。既に国費で人件費を措置されている職員等の場合は補助対象外とします。

（4）申請について

① 提出物

ア 事業計画書

イ 2（2）について、申請する地方公共団体が地域SCの構成員でない場合、それに準ずる協力体制を構築していることを証明できる資料（任意様式）（活動支援のみ）

ウ 4（1）⑥について、申請する地方公共団体が一元的責任を負うことを見証する誓約書（任意様式）

エ 4（2）②について確認できる定款・寄付行為等の写し（活動支援のみ）

オ 事業計画書【1】3・4・5、【3】2、【4】2・3についての概要資料があれば（パンフレット、WEBページ、記事等の出力・コピーでも可）

※ すべてA4片面としてください。

② 申請方法

ア 上記①提出物（事業計画書は公印押印済み）1部を一つの封筒に入れ、下記③に示す提出先に郵送又は持参してください。

イ 上記に併せて、紙媒体で出した①提出物（事業計画書は公印押印済み）をPDF化したものを下記メールアドレス宛に提出してください。

ウ 提出にあたっては、以下に示す事項に注意してください。

* 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付してください。
- ・封筒に「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業申請書類在中」と朱書きしてください。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負いません。

* 電子メール

- ・Word、Excel 等にて作成した様式ファイルを電子メールに添付の上、下記メールアドレスまで送信してください。
- ・メールの件名は「【地方公共団体名】スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業申請書の提出」としてください。
- ・メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負いません。受信確認の返信メールが提出後 1 営業日以上たっても届かない場合、電話にて確認をお願いします。

③ 提出先

ア 郵送等

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付地域振興係

イ 電子メール

stiiki@mext.go.jp

④ 提出期限 ①設立支援 令和2年11月13日（金）17:00必着 ②活動支援 令和2年4月15日（水）17:00必着

⑤ その他

ア 事業計画書等の作成費用については、採択結果にかかわらず申請する地方公共団体の負担とします。また、提出された事業計画書等については返却しません。

イ 必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがあります。

ウ 期限に遅れた事業計画書や期限後の事業計画書の修正、差し替えは受理しません。

（5）事業計画書の審査について

客観性、公正性及び透明性を担保するため、スポーツ庁において外部有識者で構成する技術審査委員会を設置し、別途定める審査基準に沿って審査を行います。

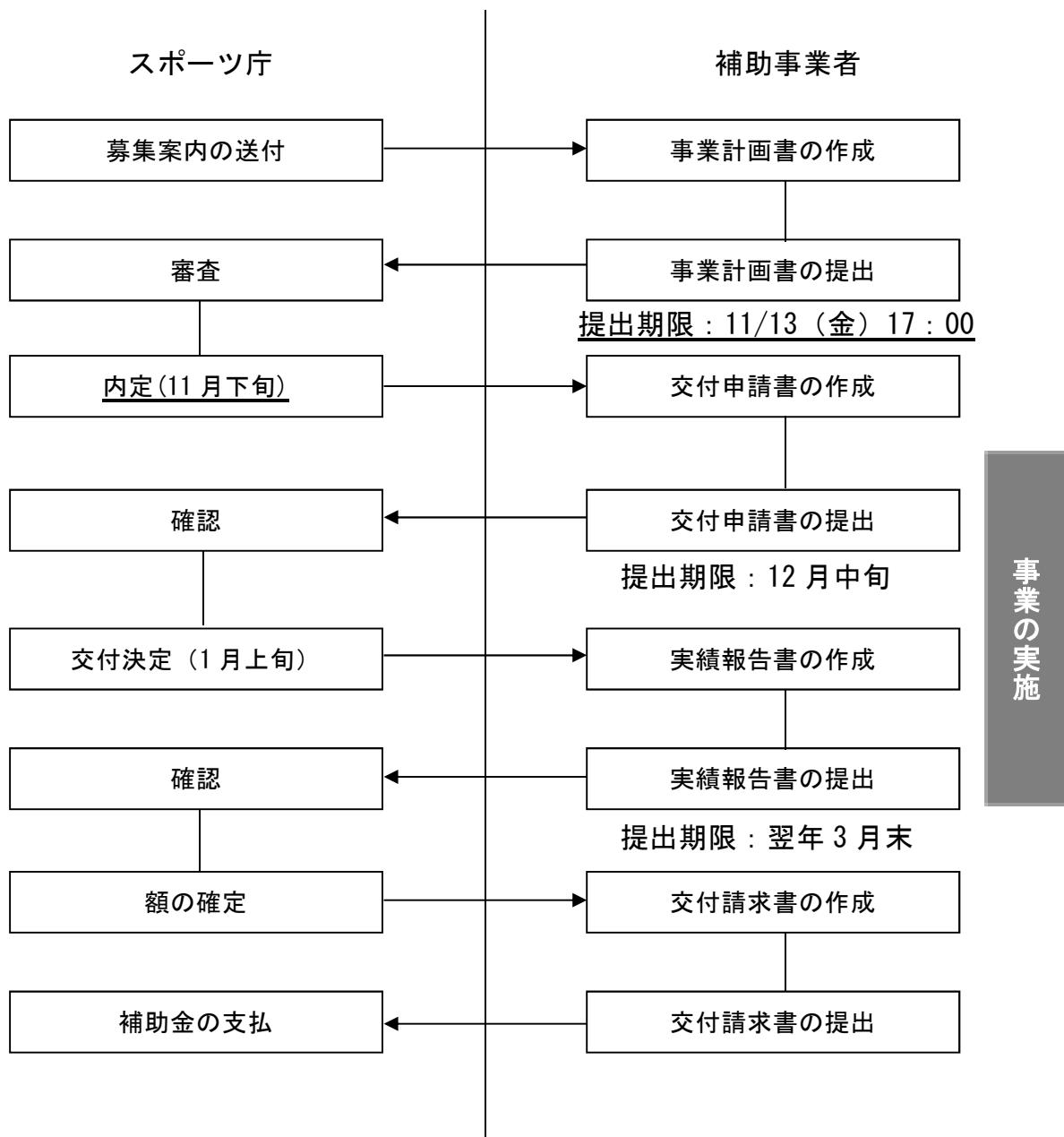
（6）問合せ先

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付地域振興係
電話 03-6734-3931（直通）

メール stiiki@mext.go.jp

※ 公募期間中の質問・相談等については当該者のみが有利になるような質問等については回答できません。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示します。

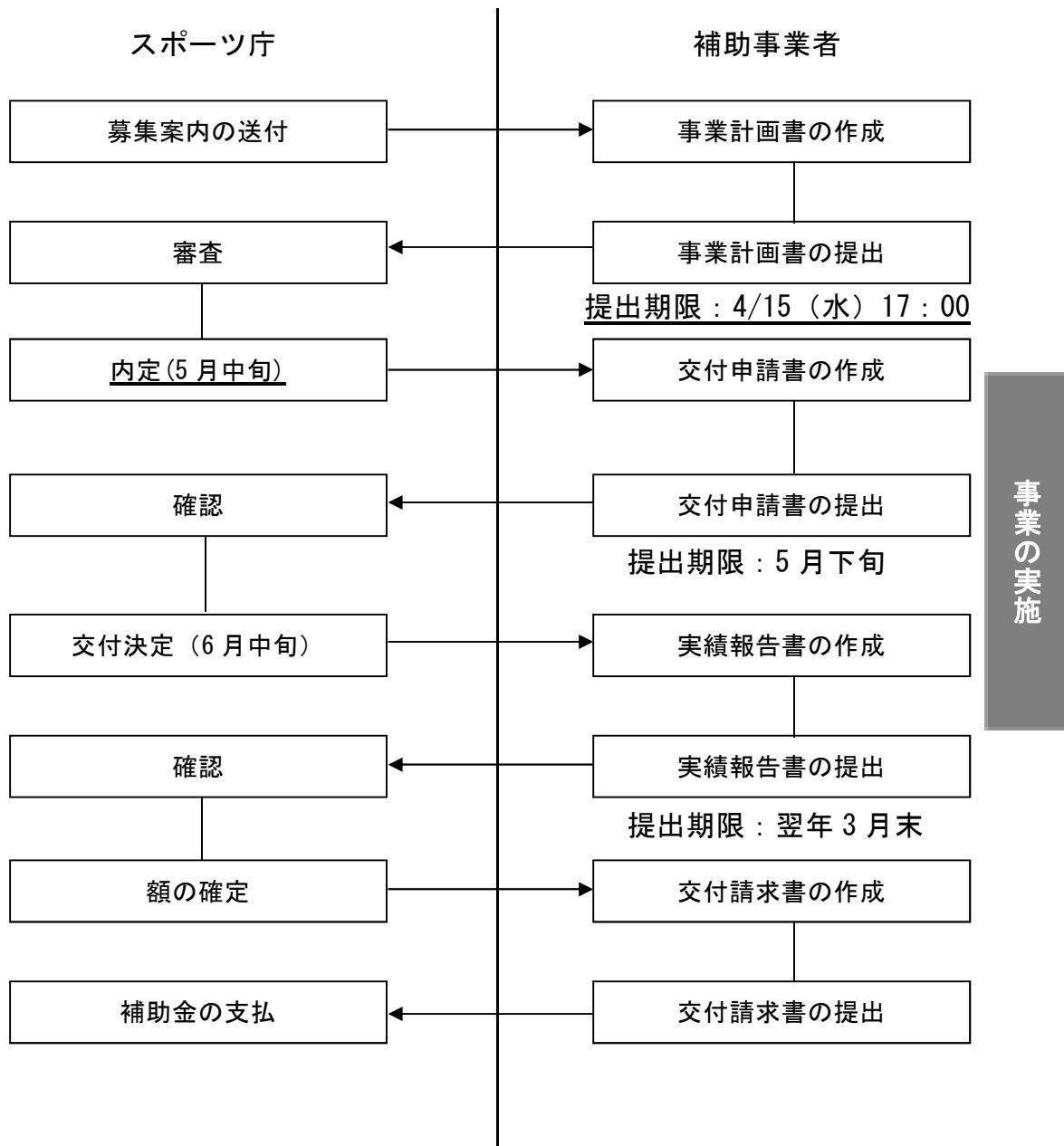
「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」
2 (1) 地域SC新規設立支援事業（3次公募）
 に係るスケジュール（イメージ）



※ 上記スケジュールは、応募件数や審査状況によって変更される場合もあります。

※ 本補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うこととなります。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払いをすることができます。

「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」
2 (2) 地域SC活動支援事業に係るスケジュール
(イメージ) ※公募終了



※ 上記スケジュールは、応募件数や審査状況によって変更される場合もあります。

※ 本補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うこととなります。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払いをすることができます。